

# ザ・ビジネスモールの「提携サービス」(事業提携)について

ザ・ビジネスモール事務局

2022年2月更新

ザ・ビジネスモールは全国の商工会議所・商工会等が協力して共同で運営する商工会議所・商工会会員事業所向けのITサービス事業であり、運営事務局を大阪商工会議所に置く商工会議所事業です。

運営事務局ではザ・ビジネスモールの運営を行うとともに、商工会議所・商工会などの登録団体に加盟する会員事業者向けのサービスメニューの拡充・強化、およびザ・ビジネスモール事業の安定的な運営のため、電子商取引市場や各種サービス事業を提供・運営するITサービス提供事業者との事業提携を進めています。

なお事業提携は全国の中小企業の経営支援、販路開拓の一助を目的として行うもので、一般的な代理店契約やアフィリエイト契約は提携対象外としております。

## 1. 提携対象となる事業の種類

### A) 提携対象事業

A. 商取引支援サービス（電子商取引市場）

B. ビジネス支援サービス（インターネットを活用した各種サービスの提供事業）

（参考）提携サービス一覧：<https://www.b-mall.ne.jp/teikei/>

B) 提携対象事業は上記のみとし、ホームページの作成や各種コンサルなど個別対応を伴う事業は対象外とします。

C) 事業提携は1サービスにつき1提携とします。複数のサービスを提供する事業者についてはサービスごとに提携契約を行います。

D) 提供するサービスは、原則として提供から3年以上経過している必要があります。

## 2. 事業提携のための条件

事業提携するための条件は、次のとおりです。

### A) 商工会議所・商工会の会員であること

サービス提供事業者が、ザ・ビジネスモールに参加する商工会議所・商工会の会員であること。

### B) 会員向けサービス事業

商工会議所・商工会等の会員がインターネットを用いて事業の拡大や運営を行うため

に有効となるサービス事業、または会員企業の販路開拓に寄与するサービス事業であること。

C) 全国へのサービス提供

ザ・ビジネスモールには全国の商工会議所・商工会が参画しているため、全国の会員企業が等しく受けられるサービスであること。

D) 商工会議所・商工会会員事業所に対する優待

ザ・ビジネスモールの登録団体である全国の商工会議所・商工会会員事業者への優待を設けていただくこと。

E) 提携協力金

ザ・ビジネスモールの利用普及促進や維持運営のため、提携協力金を申し受けます。

① 提携協力金の用途

- ・ザ・ビジネスモールシステムの維持・運営
- ・各地商工会議所・商工会等の会員向けの広報・普及促進活動

① 提携協力金の種類

提携協力金には会員紹介手数料および初期登録手数料、年会費があります。

(ア) 会員紹介手数料：

ザ・ビジネスモールの会員企業が提携サービスを利用・申込をした場合、会員紹介手数料を継続的にお支払いいただく事を原則とします。

※申込方法・会員紹介手数料の詳細は別途定めるものとします。

(イ) 初期登録手数料：

提携開始時に¥20,000をお支払いください。(初年度提携年会費込み)

(ウ) 提携年会費：

提携2年目以降、年会費(¥10,000)をお支払いください。

F) 相互リンク

提携を契約したサービスのサイトにザ・ビジネスモールのバナーを設置すること。

E) 排他的提携契約の排除

複数の事業者から同様の事業が提案された場合、客観的にみて明らかに優劣がない限り、事務局の判断で排除することはせず、利用者の選択肢を増やすため、複数事業との並列提携を原則とします。

F) その他、商工会議所・商工会事業としての妥当性など

内規(部外秘)等に照らし合わせ、提携の妥当性を検証します。提携の可否については、結果のみを通知し、決定にいたった理由は一切公表しません。

### 3. 提携サービス加入のための手続き

事業提携についての検討を行いますので、以下資料をご提出のうえ、面談にて事業やサービス内容をご説明ください。なお、事業やサービスごとに面談回数やヒアリング、協議の場が異なるため、提携決定までの期間に定めはありません。また、面談時に事業提携を確約する事は出来ませんので、予めご了承ください。

<提出いただきたい資料>

- ① パンフレット(会社案内、サービス紹介など)
- ② 事業提携に関する提案書
- ③ サービス・事業内容 概要書(当方の書式を使用)

なお、「サービス・事業内容 概要書」に関しては、初回の面談後、事務局より書式をお渡します。別途メール等でご提示ください。その他、必要に応じて事務局から依頼するものがある場合は、適宜ご対応をお願いします。

### 4. 提携後の運用について

A) 事業提携決定後の流れ

事業提携が決定した場合は、会員紹介協力契約書(当方の雛型を使用)を締結し、すべての手続きが完了した後にザ・ビジネスモールサイト上に提携サービスの紹介を掲載します。

紹介ページ公開後は、各地商工会議所へ提携したサービスの案内を送ります。また、提携サービス事業者側でも、ザ・ビジネスモールおよび、ザ・ビジネスモールを通じての積極的利用促進の活動を行ってください。

B) 紹介ページについて

紹介ページの作成にあたっては、ご提出いただく「サービス・事業内容 概要書」や、サービスサイトから取得するほか、必要に応じて適宜事務局より掲載内容に関する素材提供の依頼をします。公開前に掲載内容の確認をします。確認完了の後、ザ・ビジネスモールサイト上で公開します。

なお、紹介ページに記載する内容に変更が生じた場合は、速やかにお申し出ください。

C) 利用実績報告と会員紹介手数料のご請求について

定められた方法で申込がなされた利用実績の集計・取りまとめを行い、毎月、または別途

取り決める期間ごとにザ・ビジネスモール事務局までご報告ください。ご報告いただいた内容をもとに、ザ・ビジネスモール事務局より会員紹介手数料のご請求をします。

利用実績報告書には次の項目を必ず含めてください。

- a. サービスを利用した紹介会員事業者名
- b. 紹介会員が所属する商工会議所名等
- c. 利用したサービス名
- d. その紹介会員のサービス利用により発生する会員紹介手数料の額
- e. サービスの利用日付

#### D) 提携の継続要件について

以下の各項を提携契約継続の要件とします。

- (ア) 商工会議所・商工会の会員であること
- (イ) 契約したサービスが継続して提供されていること
- (ウ) 当該年度の年会費の支払いが期日までになされていること
- (エ) 提携サービスの窓口担当者が提携内容を理解し(担当に変更があった場合は後任者への引継ぎを含む)、相互に連絡が取れること。
- (オ) 前年度・当該年度いずれかに本提携サービスに係る会員紹介手数料が発生している(提携契約開始年度は対象外)
- (カ) (オ)または前年度・当該年度いずれかに以下に掲げる広報支援メニューのいずれかを実施した実績がある。または、その他サービスの利用促進に向けた取り組みを事務局と協議・調整している。

#### E) 提携年会費の請求について

前項の提携継続の要件を満たす場合、年度ごとに提携年会費の請求を行います。なお、要件を満たす場合であっても、年会費の支払いが期日までになされない場合は提携契約を解除します。

### 5. 提携サービスの広報支援メニュー

ザ・ビジネスモール上での紹介ページ掲載に加え、サービスの利用促進のため、提携サービス限定で以下の広報支援メニューを提供します。希望する広報メニューをザ・ビジネスモール事務局にお申し出いただければ、時期・内容を調整させていただきます。

#### A) 提携セミナーの実施

提携セミナーの実施にあたっては、単純なサービス説明ではなく、「提携サービス」に関係する技術知識や業界動向、その他周辺分野に関する情報等を一般的観点から教授し、受講企業にとって経営・事業運営に有益、あるいは経営課題の解決につながる内容で開催します。なお、セミナーはザ・ビジネスモール事務局との共催で行い、別途定める要領に従って

実施します。

セミナー開催費:5万円(税別)

詳細 : [https://www.b-mall.ne.jp/teikei\\_seminar/](https://www.b-mall.ne.jp/teikei_seminar/)

B) 提携サービス一覧ページへのバナー掲載

6万円(税込)／年度 にて掲載します。

ただし、前年度の会員紹介手数料合計が5万円(税込)を超える場合は、無料で掲載可能とします。

C) トップページへのバナー掲載

12万円(税込)／年度 にて掲載します。

ただし、前年度の会員紹介手数料合計が10万円(税込)を超える場合は、提携サービス一覧ページともに無料で掲載可能とします。

D) メルマガヘッダー枠の割引提供

メルマガヘッダー枠(35文字×6行)4回分 定価20万円を 12万円(40%オフ)で提供します。

E) スーパーバナー掲載の割引提供

TOPページ、企業検索ページのスーパーバナー掲出を定価の40%オフで提供します。

F) 登録団体へのPRメールの配布

サービス案内に関するPRメールの配布を5万円／回 にて対応します。

以上

<ザ・ビジネスモール「提携サービス」に関する問合せ先>

ザ・ビジネスモール事務局(大阪商工会議所 経営情報センター内)

TEL:050-7105-6220 メール:b-mall@b-mall.ne.jp